

令和7年4月16日

事業者各位

苫小牧市財政部契約課

工事請負契約に関する前払金の使途拡大について（お知らせ）

前払金の早期支払いを通じた早期の事業進捗や経済効果の発現を図るため、地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が施行されたことから、本市においても国と同様に時限的な特例措置として前払金使途拡大を実施しておりましたが、その特例措置を恒久化することとしました。

つきましては、工事請負契約書約款等を一部改正し、別紙のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、既に旧約款にて契約締結した工事において、前払金の使途拡大を希望される事業者におかれましては、契約変更が必要となりますので、契約課へ御連絡ください。

（連絡先）

〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市財政部契約課

TEL：0144-32-6216（直通）